

真岡東小学校いじめ防止等のための基本方針

I いじめ問題に関する本校の基本的な考え方

『いじめを生まない、許さない学校づくり』

- (1) いじめは、どの学校どの学級でも起こりうるという認識の下、未然防止に取り組む。
- (2) いじめられた児童には『絶対に守る』という学校の意思を伝えた上で組織的に守り通す取組を徹底する。早期発見、早期対応を心掛け、いじめられている児童の立場に立った親身な指導を行う。
- (3) 教員のいじめ問題に対する鋭敏な感覚と的確な指導力を高めるとともに、いじめは人間として絶対に許されないことであるとの強い認識をもち、全ての教職員が自らの問題として切実に受け止め、徹底した取組を行う。
- (4) 保護者や地域、関係機関と連携し、社会総掛かりでいじめ問題の解決に向けて取り組む。
- (5) いじめ発生件数の減少に努めるとともに、いじめ発見後の解消に全力で対応する。

II 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

- (1) 児童指導部会の中にいじめ対策担当を位置付ける。
- (2) いじめ対策担当を中心に担任・学年主任・養護教諭・スクールカウンセラー・教務主任・管理職など必要に応じて全職員で問題解決に当たる。

III いじめ未然防止の取組

- (1) 全ての児童が参加できる授業を目指す。
- (2) 一人一人の児童が分かる授業づくりを目指す。
- (3) チャイムが鳴ったら着席するという習慣や、授業中の正しい姿勢の徹底、発表の仕方や聞き方の指導等の授業中の規律の徹底を図る。
- (4) 教師の不適切な言動や差別的な態度言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることの理解及び啓発を図る。
- (5) 友人関係、集団づくり、社会性の育成を意図的・計画的に実践する。
- (6) 児童一人一人の①居場所づくり②絆づくり③互いを認め合える関係づくりをする。

IV いじめ早期発見に向けての取組

- (1) 教師は、児童との信頼関係を築き、生活の様子や心理状態の把握に努める。
- (2) 養護教諭、教育相談担当、特別支援コーディネーター、学校支援相談員やスクールカウンセラーによる面接の実施等、いじめの兆候を見逃さない早期のいじめの実態把握といじめを受けた児童が訴えやすい体制を整備する。
- (3) 友達との関わりについて児童や保護者に向けて定期的にアンケートを実施し、いじめの早期発見、早期対応を行う。
- (4) 保護者、地域と連携をして、児童の交友関係に気を配る。

V いじめ早期対応の取組 (VII いじめ対応マニュアル参照)

いじめを発見した場合、担任が自分で抱え込まず、速やかに本校のいじめ対応マニュアルに即して対応を行う。管理職への報告・事実確認・児童への指導・家庭との協力・心のケアなど迅速に行う。

VI 重大事態への対応

- (1) 被害児童の保護と心のケア、聞き取りを行う。いじめられた児童が落ち着いて教育が受けられる環境の確保をする。

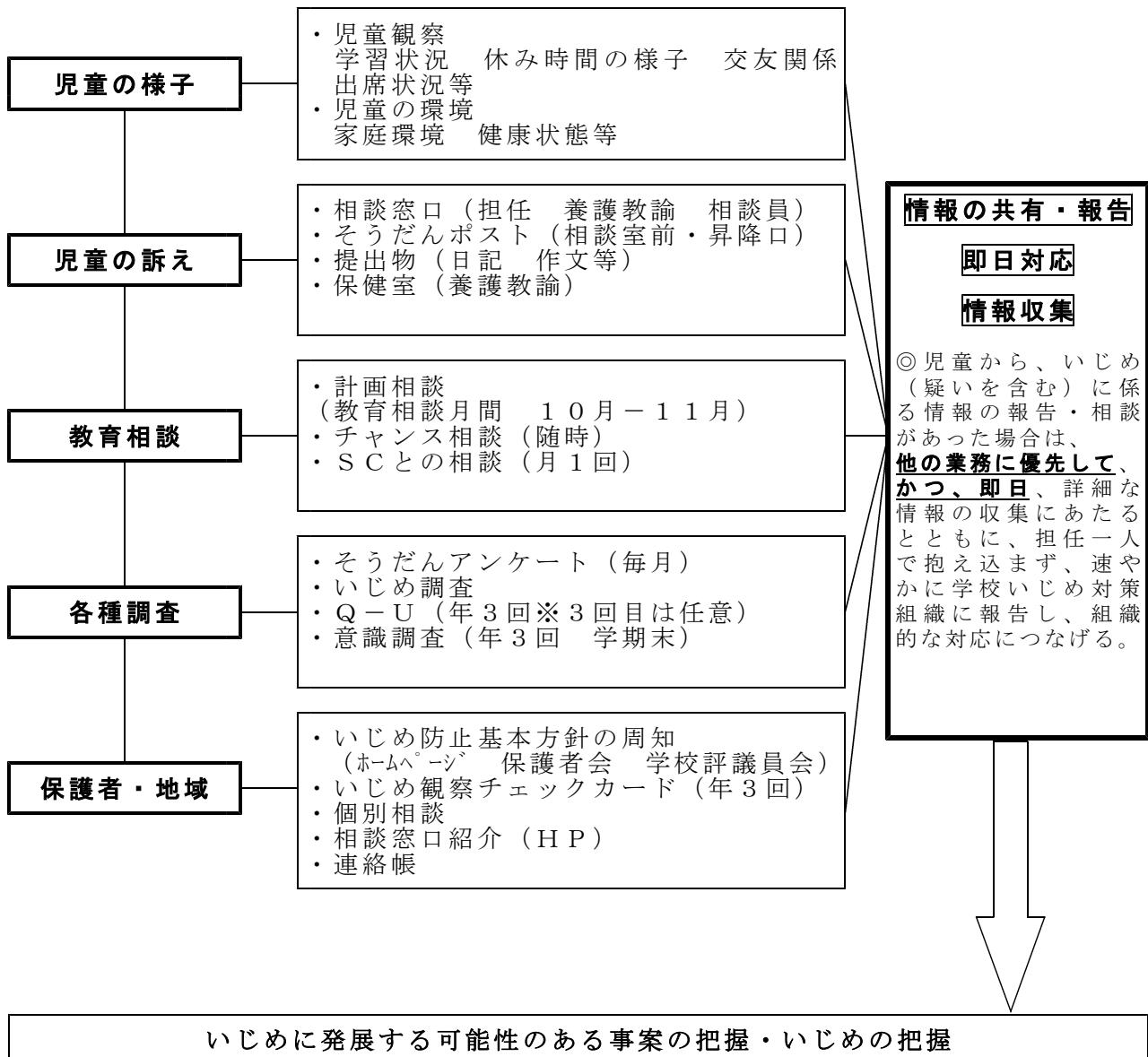
- (2) 関係児童への聞き取りと、加害児童へ聞き取り・指導を行う。
- (3) 保護者・PTA・地域との連携をする。
- (4) 全職員で全面的にいじめへの対応を行うが、教育委員会、児童福祉医療などの関係相談機関や専門家との相談・連携を図る。
- (5) 犯罪行為として取り扱われるべき事案は警察と連携して対応する。

VII いじめ未然防止のための年間指導計画

教職員の活動		児童の活動	保護者への活動
4 月	<ul style="list-style-type: none"> ・春休み明けの児童観察 ・引き継ぎ事項の確認 ・学級づくり ・道徳の授業（該当単元で） ・月別生活目標の提示（毎月） ・あいさつ強調週間の指導（毎月） ・教育相談の受付と対応（学校支援相談員）（随時） ・相談ポストの設置と対応（随時） ・「そうだんアンケート」（いじめ・相談事調査）の実施（毎月） ・家庭確認による情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・自己紹介 ・友達との関係づくり ・月別重点生活目標の遵守と振り返り（毎月） ・相談ポストへの投函（随時） ・「そうだんアンケート」への回答（毎月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止等のための基本方針」のHPによる公開 ・「児童指導だより」による啓発（随時） ・児童指導への理解を得る。 ・教育相談の受付と対応（随時） ・家庭訪問による情報交換
5 月	<ul style="list-style-type: none"> ・大型連休中の生活指導 ・大型連休明けの児童観察 	<ul style="list-style-type: none"> ・「あいさつ強調週間」の啓発活動（生活委員会）（通年） ・「いじめ防止宣言」の決定（代表委員会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭訪問による情報交換 ・「いじめ観察チェックカード」①の実施
6 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回「WEB QU」の実施、分析 	<ul style="list-style-type: none"> ・「WEB QU」への回答 	
7 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回意識調査の実施、分析 ・夏休み中の生活指導 ・個人懇談での情報交換 ・職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・意識調査への回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者会での啓発（1学期の様子と夏休みの過ごし方） ・個人懇談での情報交換
9 月	<ul style="list-style-type: none"> ・夏休み明けの児童観察 ・第1回校内いじめ・暴力実態調査の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ観察チェックカード」②の実施
10 月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止サミット」の計画、準備（児童指導部、人権教育、児童会） 	<ul style="list-style-type: none"> ・担任との教育相談 ・「いじめ防止サミット」の計画、準備（企画委員会） 	
11 月	<ul style="list-style-type: none"> ・教育相談月間 ・第2回「WEB QU」の実施、分析 ・人権週間 	<ul style="list-style-type: none"> ・「WEB QU」への回答 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ防止サミット」の報告 ・保護者会での啓発
12 月	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止サミットの指導及び支援 ・第2回意識調査の実施、分析 ・冬休み中の生活指導 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止サミットの実施 ・意識調査への回答 	<ul style="list-style-type: none"> （2学期の様子と冬休みの過ごし方）
1 月	<ul style="list-style-type: none"> ・冬休み明けの児童観察 		
2 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回校内いじめ・暴力実態調査の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめ観察チェックカード」③の実施
3 月	<ul style="list-style-type: none"> ・第3回意識調査の実施、分析 ・春休み中の生活指導 ・次年度への引き継ぎ資料の作成等 	<ul style="list-style-type: none"> ・意識調査への回答 	

VIII いじめ対応マニュアル（図式）

【早期発見】



【事案対処】

いじめに発展する可能性のある事案の把握・いじめの把握

児童指導主任に報告 → 教頭 → 校長

緊急対策部会の招集<第22条>

<メンバー構成>

校長・教頭・教務主任・児童指導主任・養護教諭・学年主任
担任・関係学年主任・関係教諭

△学習指導主任・△教育相談担当・△特別支援コーディネーター
△特別支援担当・△学校支援相談員・△SC・△SSW
(△・・・適宜)

事実確認の方法と対応方針(いつまでに誰が何を)の決定

職員会議(全教職員で情報を共有)

- ・事実の報告
- ・対応方針の共通理解

当該児童への事実確認(担任による面談)

- ①被害児童への面談
- ②加害児童への面談(一人ずつ)

家庭訪問(被害児童)
・把握した事実の報告
・対応方針説明

関係機関との連携

- 真岡市教育委員会 83-8181
- 真岡警察署生活安全課 84-0110
- 中央児童相談所 028-665-7830
- 県東健康福祉センター 82-3321
- 芳賀教育事務所 82-3324・82-3325
- 市こども家庭課 82-1113

緊急対策部会での協議<第28条>

- ・事実確認した内容を報告し、全体像を把握
- ・被害児童及び加害児童への対応協議
- ・学級指導の内容協議

職員会議(全教職員で情報を共有)

- ・経過の報告
- ・対応策についての共通理解

家庭訪問(被害児童)
・経過報告
・加害児童への指導内容説明
・関係機関との連携の確認

家庭訪問(加害児童)
・事実の報告
・指導内容の説明
・関係機関との連携の確認

家庭訪問(被害児童)
・経過報告
・学級指導の内容説明
・学校での指導の様子報告

各学級での指導

職員会議(全教職員で情報を共有)

- ・経過の報告
- ・今後のいじめ対応についての共通理解

経過観察

※関係児童への面談の記録を残す。(担任・関係教諭)

※緊急対策部会の協議内容、事案への対応の記録を残す。(児童指導主任)